労働衛生検査用混合標準溶液 G1

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第20号。以下「改正省令」という。)が令和2年3月3日に公布され、令和2年7月1日から施行することになり検査項目が追加されました。

当社では今回の改正で追加された検査成分を含む【労働衛生検査用混合標準溶液 G1】を中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センターと共同開発し発売する事となりました。

検査の精度向上・効率化に寄与できる製品となっておりますので日々の検査にお役立てください。

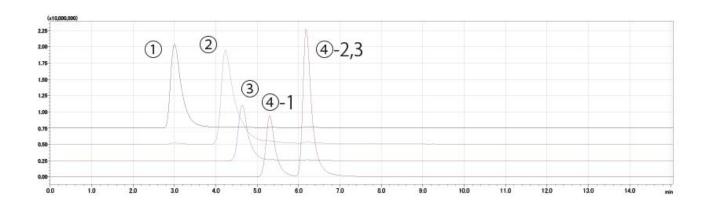
Code No.		品名	容量	販売価格
SMIX06474	冷凍	労働衛生検査用混合標準液 G1 各 1000 mg/L in 33% Acetonitrile	3 ml×2	25,000

含有成分

ばく露化学物質	混合成分	CAS.No.	
フェート	①マンデル酸	90-64-2	
スチレン	②フェニルグリオキシ酸	611-73-4	
トルエン	③馬尿酸	495-69-2	
	④-1 o-メチル馬尿酸	42013-20-7	
キシレン	④-2 m-メチル馬尿酸	27115-49-7	
	④-3 p-メチル馬尿酸	27115-50-0	

使用上の注意

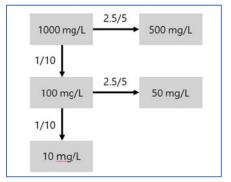
- ・本製品は試験研究用です。
- ・人体等には使用しないでください。
- ・メタノールを含む溶剤で希釈した場合メチル化が発生する成分が含まれていますので、 速やかにご使用ください。



使用方法(例)について

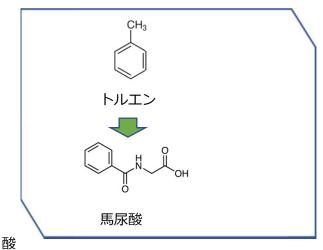
標準系列は、全てアセトニトリル又は33%アセトニトリルで希釈

検査の際には、その都度、尿サンプルの前処理と同様に、各標準系列をメタノール/水(1/1)溶液 で 100 倍希釈したものを HPLC で分析し、検量線を作成



検査の都度

- ①各標準系列をメタノール/水 (1/1) 溶液で 100 倍希釈
- ②HPLC 分析
- ③検量線を作成



m-キシレン p-キシレン o-メチル馬尿酸 m-メチル馬尿酸 p-メチル馬尿酸



>> schem jp 有限会社 新成化学

茨木市彩都あさぎ 7-7-15 彩都バイオインキュベータ 307

E-mail: smix@schem.jp URL: https://schem.jp/